

水質汚濁防止法

(生活環境項目)

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
BOD (生物化学的酸素要求量)	160 mg/l (日平均 120 mg/l)
COD (化学的酸素要求量)	160 mg/l (日平均 120 mg/l)
SS (浮遊物質)	200 mg/l (日平均 150 mg/l)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数 (1ccにつき)	日平均 3,000個
窒素含有量	120 mg/l (日平均 60 mg/l)
磷含有量	16 mg/l (日平均 8 mg/l)
生活環境項目についての排水基準は、一日当たりの平均的な排水量が50 ³ 以上の特定事業場に適用される。	

排水基準項目及び排水基準

(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.3 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1, 1-ジクロロエチレン	0.2 mg/l
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/l
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チラウム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/l 海域 230 mg/l
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/l 海域 15 mg/l
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	(*) 100 mg/l

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量